

令和八年五月二十一日提出  
質問第一四号

社会保険労務士に対する不適切対応事案に関する質問主意書

提出者 野間 健

## 社会保険労務士に対する不適切対応事案に関する質問主意書

社会保険労務士資格は厚生労働大臣が所管する国家資格であり、国の労働行政に協力し厚生労働省としても重要なパートナーであると認識しているが、栃木労働局において、社会保険労務士制度そのものを冒流する不適切発言事案が発生したとの話を関係者から耳にした。

従って、次の事項について質問する。

一 令和八年四月二十八日、栃木県宇都宮市の栃木労働局雇用環境均等室から調査の呼び出しを受けて、A自動車教習所の役員と群馬県社会保険労務士会所属の社会保険労務士が補佐人として同行し、雇用環境均等室調査官の質問に対応していたところ、役員の発言を補足する意味で、社会保険労務士が補佐する発言をしたところ、調査官から社会保険労務士に対し、「うるせえな！ 社労士ごときが黙っている！ おめーに話は聞いてねんだよ」との暴言を受けたとのことであった。

今回の調査官の暴言は、事業所役員に同行した社会保険労務士の職務を含め、社会保険労務士に対する認識や信頼を大きく失墜させたと考える。

そもそも、社会保険労務士は、厚生労働大臣が所管する国家資格であり、国の労働行政に協力し、厚生

労働省と良きパートナーであるとの認識しているにもかかわらず、このような不適切発言が発生したことは、今後の労働行政に対し、全国に大きな波紋を投げかけるだけではなく、社会保険労務士制度にも根幹から影響を及ぼす事例であると考ええる。よって本事例に対する厳正な政府の事実確認と見解を求める。

二 本事例に限らず、このような労働局職員による社会保険労務士に対する不適切な言動の原因は、労働局職員全体の意識にあると考えるがいかがか。また、このような事例は全国で発生しているのか。実態を把握していない場合は、早急に実態調査をすべきと考えるがどうか。

右質問する。